

鳥取市補助金カルテ

NO.	305	担当課	建築住宅課	外線	0857-30-8371
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市営住宅公園等環境整備補助金				
概要	団地内で結成された団体等が行う、市営住宅団地内の公園等の除草・清掃活動等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3401）生活基盤の充実				
創設年度	H28	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	年間5件を目標とする。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	住宅費	目	住宅管理費	
歳出事業名	住宅維持補修費					
R8予算	103千円					
R8予算 積算根拠	過去の実績から算出。					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R7 (見込)	5	93
				R6	5	90
				R5	5	90
				R4	4	75
補助率・補助額	10分の10				上限額	25千円
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体
交付要件	本市の指定する公営住宅敷地内公園の整備を行う団体。
対象経費	補助対象事業に要した費用（消耗品費、燃料費等）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 市営住宅施設管理の維持に直結するため、高い公共性を有しており、公的支援は妥当である
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	306	担当課	建築住宅課	外線	0857-30-8371
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金				
概要	県または市の登録を受けたセーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者専用の賃貸住宅に対し、改修支援や家賃低廉化支援などの経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	公営住宅法施行令第1、第2条				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	補助件数4件増				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	住宅費	目	住宅管理費	
歳出事業名	住宅セーフティネット事業費					
R8予算	15,792千円			過去実績	件数	決算額(千円)
R8予算 積算根拠	・家賃低廉化 継続29件 11,952千円(国1/2、県1/4、市1/4)、新規8件 3,840千円(国1/2、県1/4、市1/4) ・家賃債務保証料低廉化 2件×60千円(国1/2、県1/4、市1/4)			R7(見込)	29	11,629
				R6	24	9,072
				R5	23	7,736
				R4	16	5,271
補助率・補助額	10分の10			上限額	40千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった者
交付要件	鳥取市において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けている者、家賃債務保証事業者
対象経費	家賃
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 国の定める補助率による。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	307	担当課	建築住宅課	外線	0857-30-8371
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金				
概要	鳥取市土地開発公社が実施する住宅団地分譲事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3201）移住定住の推進と関係人口の拡大				
創設年度	R4	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	2区画の分譲を目標とする				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	総務費	項	総務管理費	目	財産管理費		
歳出事業名	定期借地権付土地分譲事業費						
R8予算	12,776千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	・人件費 1,621千円 ・事務経費等 11,155千円				R7 (見込)	1	12,644
					R6	0	8,381
					R5	1	8,224
					R4	1	2,475
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市土地開発公社
交付要件	鳥取市都市開発公社が実施する青谷町望町団地の分譲事業
対象経費	人件費、需用費、役務費、備品購入費、報償金、委託料、使用料及び賃借料、支援金、借入金利子、租税公課費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-4, 6 補助対象者は本補助事業を実施するための自主財源に乏しいため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2を超えている。